

議案第101号

調布市特定個人情報保護条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月30日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

特定個人情報の保護措置等について定めるため、提案するものであります。

調布市特定個人情報保護条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 実施機関における特定個人情報の収集及び届出（第 4 条—第 6 条）
- 第 3 章 実施機関における特定個人情報の管理（第 7 条—第 10 条）
- 第 4 章 保有特定個人情報の利用及び提供（第 11 条・第 12 条）
- 第 5 章 保有特定個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求等（第 13 条—第 30 条）
- 第 6 章 救済手続（第 31 条—第 35 条）
- 第 7 章 民間部門における特定個人情報の保護（第 36 条—第 40 条）
- 第 8 章 雑則（第 41 条—第 43 条）
- 第 9 章 罰則（第 44 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は，調布市個人情報保護条例（平成 27 年調布市条例第 号）第 2 条の規定により，特定個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）

第2条第5項に規定する個人番号をいう。

- (2) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (4) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例における用語の意義は、調布市個人情報保護条例の例による。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の趣旨にのっとり、個人の基本的人権を尊重し、特定個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

## 第2章 実施機関における特定個人情報の収集及び届出

(収集等の制限)

第4条 実施機関は、番号法第20条の規定により、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当して特定個人情報を収集するときは、特定個人情報を取り扱う事務（以下「特定個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(保有特定個人情報取扱事務の届出)

第5条 実施機関は、保有特定個人情報を取り扱う事務（以下「保有特定個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、規則で定めると

ころにより，次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも，また同様とする。

- (1) 保有特定個人情報取扱事務の名称
- (2) 保有特定個人情報を収集する目的
- (3) 記録の対象となる個人の範囲
- (4) 記録する保有特定個人情報の内容
- (5) 保有特定個人情報の管理責任者等
- (6) 保有特定個人情報の処理形態
- (7) 前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

2 前項の規定による届出は，実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については，適用しない。

3 実施機関は，第1項の規定による届出に係る保有特定個人情報取扱事務を廃止したときは，遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(公表，閲覧等)

第6条 市長は，前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項（以下「届出事項」という。）について，目録を作成して公表し，かつ，一般の閲覧に供しなければならない。

2 市長は，調布市個人情報保護条例第37条第1項に規定する調布市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し，届出事項の内容を報告するものとする。

### 第3章 実施機関における特定個人情報の管理

(適正管理)

第7条 実施機関は，保有特定個人情報取扱事務の目的を達成するため，保有特定個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう維持管理しなければならない。

2 実施機関は，保有特定個人情報の漏えい，滅失及び毀損の防止その他の保有特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は，保有の必要がなくなった保有特定個人情報については，速やかに消去し，又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。

4 実施機関は、保有特定個人情報の適正な維持管理を行うため、調布市保有特定個人情報保護管理責任者を置く。

(特定個人情報ファイルに係る評価)

第8条 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条の規定により、特定個人情報ファイルについて評価を行うものとする。

(委託等に伴う措置)

第9条 実施機関は、特定個人情報取扱事務の全部又は一部を委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせようとするときは、特定個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定により実施機関から特定個人情報取扱事務を受託したもの又は同項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者（以下「受託者等」という。）は、実施機関の許諾を得た場合に限り、特定個人情報取扱事務の全部又は一部を委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた者は、受託者等とみなす。

4 第1項又は第2項の規定により特定個人情報取扱事務の全部又は一部を委託するもの及び第1項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる実施機関は、当該委託又は当該管理に係る事務において取り扱う特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託者等に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(受託者等の責務)

第10条 受託者等は、特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者等の事務（前条第1項又は第2項の規定により受託した事務及び前条第1項の規定により行う公の施設の管理に係る事務に限る。）に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 受託者等は、実施機関の求めがあったときは、特定個人情報の取扱状況

について開示しなければならない。

#### 第4章 保有特定個人情報の利用及び提供

##### (利用の制限)

第11条 実施機関は、保有特定個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲及び番号法第9条に規定する利用範囲を超えた保有特定個人情報の実施機関内部における利用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があると認める場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。第25条第1項、第26条第1項第2号、第27条、第28条第1項及び第2項並びに第29条において同じ。）を利用することができる。ただし、当該実施機関が当該保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は本人以外のものの権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

##### (提供の制限)

第12条 実施機関は、番号法第19条の規定により、同条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の実施機関相互の提供又は市の実施機関以外のものへの提供をしてはならない。

#### 第5章 保有特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

##### (開示を請求できる者)

第13条 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有特定個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

##### (開示請求方法)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証するために必要な書類として実施機関が認めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定）

第15条 実施機関は、開示請求があった日から14日以内に、開示請求者に対し、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）又は開示しない旨の決定（第19条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有特定個人情報を保有していないときの決定を含む。）をしなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定又は前項に規定する開示しない旨の決定（以下「開示決定等」という。）をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る保有特定個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由

の提示は、開示しないこととする根拠の規定及び当該規定を適用する理由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る保有特定個人情報に当該実施機関以外のものとの間における協議、協力等により作成し、又は取得した保有特定個人情報が含まれているときは、あらかじめ、これらのものの意見を聴くことができる。
- 6 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報に開示請求者（第13条第2項の規定により法定代理人等が開示請求をする場合にあっては、本人をいう。）以外のものに関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外のものに対し、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が必要と認める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該意見書（第32条第1項及び第33条において「反対意見書」という。）を提出したものに対し、開示決定後直ちに開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

- 第16条 保有特定個人情報の開示は、実施機関が前条第2項に規定する通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有特定個人情報の本人又はその法定代理人等であることを証するために必要な書類として実施機関が認めるものを提出し、又は提示しなければならない。
- 2 保有特定個人情報の開示は、文書、図画又は写真にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録その他のものにあつてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。
- 3 実施機関は、開示請求に係る保有特定個人情報が記録された公文書を直

接開示することにより，当該保有特定個人情報記録された公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときその他合理的な理由があるときは，当該保有特定個人情報記録された公文書の写しにより開示することができる。

（保有特定個人情報の開示義務）

第17条 実施機関は，開示請求があったときは，開示請求に係る保有特定個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き，開示請求者に対し，当該保有特定個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより，本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 個人の評価，診断，判断，選考，指導，相談等に関する保有特定個人情報であって，開示することにより，事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報
- (3) 調査，争訟等に関する保有特定個人情報であって，開示することにより，事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報
- (4) 開示することにより，第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報
- (5) 国，独立行政法人等，他の地方公共団体又は他の実施機関等との間における協議，協力等により作成し，又は取得した保有特定個人情報であって，開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
- (6) 法定代理人等による開示請求がなされた場合であって，開示することが本人の利益に反すると認められる情報

（一部開示）

第18条 実施機関は，開示請求に係る保有特定個人情報に非開示情報が含まれている場合において，非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ，かつ，区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは，当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(保有特定個人情報の存否に関する情報)

第19条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有特定個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、当該保有特定個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(訂正を請求できる者)

第20条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報に事実の誤り又は不正確な内容があると認めたときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第13条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求方法)

第21条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正義務)

第22条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めたときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有特定個人情報を訂正しなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第23条 実施機関は、訂正請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定(以下

「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、第21条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、当該訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正したうえで訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。この場合において、実施機関は、当該通知書にその理由を付記しなければならない。

4 第15条第3項及び第5項の規定は、訂正決定等について準用する。

（保有特定個人情報の提供先への通知）

第24条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正をした保有特定個人情報に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知するものとする。

（利用停止を請求できる者）

第25条 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める当該保有特定個人情報に係る措置の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反して収集され、若しくは保管されたとき、第7条第3項の規定に違反して保有されているとき、第11条の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 利用の停止又は消去

(2) 第12条の規定に違反して提供をされているとき 提供の停止

2 第13条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求方法）

第26条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対し、次の各号に掲げる事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求をしようとする保有特定個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止義務)

第27条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止をすることにより、当該保有特定個人情報を利用する事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第28条 実施機関は、利用停止請求があった日から30日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第26条第2項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項に規定する利用停止をする旨の決定をしたときは、当該利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用停止をしたうえで、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項に規定する利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければなら

ない。この場合において、実施機関は、当該通知書にその理由を付記しなければならない。

4 第15条第3項及び第5項の規定は、利用停止決定等について準用する。  
(保有特定個人情報の利用の一時停止)

第29条 実施機関は、自己の保有特定個人情報の訂正請求又は利用停止請求があったときは、訂正決定等又は利用停止決定等を行うまでの間は、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有特定個人情報の利用を一時停止するものとする。ただし、一時停止することにより、事務の適正な執行に支障の生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(手数料等)

第30条 この条例に基づく開示、訂正及び利用停止に係る手数料は、無料とする。

2 この条例に基づき、保有特定個人情報の写しの交付及び送付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

## 第6章 救済手続

(審理員による審理手続に関する適用除外)

第31条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求（行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をいう。以下同じ。）については、同法第9条第1項の規定は、適用しない。

(諮問)

第32条 実施機関は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について審査請求があった場合は、次の各号に掲げる場合を除き、審査会に速やかに諮問し、その意見を尊重して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る開示請求の全部を認容して保有特定個人情報の全部を開示することとする場合（当該審査請求に係る開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）、審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正することとする場合又は審査請求に係る利用停止請求の全部を認容して利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は，行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第33条 前条第1項の規定により諮問した実施機関は，次の各号に掲げるものに対し，諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者，訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第34条 第15条第7項の規定は，次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し，又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有特定個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し，当該開示決定等に係る保有特定個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有特定個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。）

(苦情の処理)

第35条 実施機関は，保有特定個人情報の取扱いに関する苦情について，迅速かつ適切に対応しなければならない。

## 第7章 民間部門における特定個人情報の保護

(事業者の責務)

第36条 事業者は，特定個人情報の保護の重要性を認識し，事業の実施に当たってはその取扱いに適正を期し，個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(出資等法人の責務)

第37条 市が出資その他財政支出等を行う法人（以下「出資等法人」とい

う。)は、この条例の趣旨にのっとり、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資等法人に対し、前項の必要な措置を講ずるよう協力を求めるものとする。

(市民の責務)

第38条 市民は、特定個人情報の保護の重要性を認識するとともに、相互に基本的人権を尊重し、特定個人情報の保護に努めるものとする。

(苦情処理のための措置)

第39条 市長は、特定個人情報の取扱いについて事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者等への支援)

第40条 市長は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内の事業者及び市民に対する支援について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第8章 雑則

(他の制度との調整等)

第41条 他の法令等の規定により、保有特定個人情報の訂正その他この条例の規定による手続に相当する手続(開示を除く。)が定められている場合は、当該法令等の定めるところによる。

2 他の法令等の規定により、保有特定個人情報の開示に相当する手続が定められている場合は、当該手続及びこの条例の規定による開示のいずれにもよることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、調布市情報公開条例(平成11年調布市条例第19号)の規定は、保有特定個人情報の開示請求について適用しない。

(運用状況の公表)

第42条 市長は、毎年1回、各実施機関の特定個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

## 第9章 罰則

第44条 偽りその他不正の手段により，開示決定に基づく保有特定個人情報の開示を受けた者は，5万円以下の過料に処する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は，平成28年1月1日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

(1) 第31条及び第32条第2項の規定 行政不服審査法の施行の日

(2) 第11条第2項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第24条の規定 番号法附則第1条第5号に規定する日

#### (経過措置)

2 前項本文に規定する日から同項第1号に規定する日の前日までの間（以下「経過措置期間」という。）における第6条の規定の適用については，同条第2項中「調布市個人情報保護条例第37条」とあるのは，「調布市個人情報保護条例（平成11年調布市条例第18号）第33条」とする。

3 経過措置期間におけるこの条例の規定による開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等に係る不服申立てに関する第32条から第34条までの規定の適用については，第32条第1項中「利用停止決定等について」とあるのは「利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく」と，「審査請求」とあるのは「不服申立て」と，「裁決」とあるのは「決定又は裁決」と，第33条中「前条第1項」とあるのは「前条」と，「審査請求人」とあるのは「不服申立人」と，「第13条第4項」とあるのは「第24条第1項」と，「審査請求に」とあるのは「不服申立てに」と，第34条（見出しを含む。）中「審査請求」とあるのは「不服申立て」と，「裁決」とあるのは「決定又は裁決」とする。

4 第31条及び第32条第2項の規定は，開示決定等，訂正決定等又は利用停止決定等で，附則第1項第1号に規定する日以後の決定に係るものについて適用する。

5 前2項の規定は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する不作為について準用する。この場合において、附則第3項中「経過措置期間におけるこの条例の規定による開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」とあるのは「開示請求、訂正請求又は利用停止請求（経過措置期間にされるものに限る。）に対する不作為」と、前項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」とあるのは「開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する不作為」と、「の決定」とあるのは「の請求」と読み替えるものとする。

（調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）

6 調布市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年調布市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の規定」を「及び調布市特定個人情報保護条例（平成27年調布市条例第 号）第10条の規定」に改める。